

仕 様 書

1 業務名称

令和5年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託

2 業務の目的

令和3年11月に、淡路駅周辺地域における自転車課題について、多様な世代の住民の交流を図りながら、地域資源を生かして、市民活動団体や企業等（以下、「地域住民等」という。）と行政が対等な立場で、ともに主体的に地域課題の解決に取り組むため、地域住民等が主体となった「淡路駅周辺自転車対策協議会（以下、「協議会」という。）」を設立し、令和4年度から活動を開始したところである。

本業務は、地域住民等が主体となる「協議会」を効果的・円滑に運営するために側面から支援し、自転車対策に対する意識の向上を図り、地域住民自らの手による安全・安心なまちづくりの促進を図ることを目的として実施するものである。

3 実施場所 淡路駅周辺

4 実施期間 令和5年5月1日（月）から令和6年3月29日（金）

5 業務内容

(1) 協議会の運営に係る各種活動支援

ア 今後の活動に向けて効果的、円滑な運営について、適宜、助言・提案を行うこと
・目的、趣旨を理解してもらえるように説明すること

・他地区等での事例などを具体的に示し、当該地域に即した内容を提示すること

イ 協議会の活動計画書及びスケジュール等を作成すること

ウ 協議会を開催すること（原則2回以上）

エ 協議会が主体となった啓発活動やキャンペーンの企画・実施
（原則6回以上実施）

オ その他業務に関わる必要な事項

地域及び関係機関等との連絡調整等は発注者が行うので、受注者は発注者との連携を密にし、地域や関係機関等の意見を尊重して業務を実施すること

受注者は連絡調整にかかる資料の作成等を行うこと

(2) 業務報告書の作成・提出

ア 協議会の活動計画書及びスケジュール等

イ 協議会及びワークショップ等の議事録（CD-R 1部）

ウ 協議会の構成団体及び委員の一覧（変更等があった場合改訂版の作成）

エ 協議会の規約等（改廃があった場合改訂版の作成）

オ 業務報告書（啓発活動等の企画・実施内容等含む）冊子A4版 単色5部及び業務完了届（別紙1）

なお、ホームページ用データとして、CD-Rを1部提出すること

6 委託料の支払方法

委託料の支払いは、業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

7 その他特記事項

- (1) 当該業務を公正かつ円滑に実施するため、発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は常に密接な連絡をとらなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議するものとする。
- (3) 乙は、成果物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡する。
- (4) 甲は、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- (5) 乙は、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときはその改変に同意する。
- (6) 乙は、甲が承諾した場合には、成果物を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。

8 担当

大阪市東淀川区役所 地域課（安全まちづくり）【1階8番窓口】
〒533-8501 大阪市東淀川区豊新二丁目1番4号
電話 06-4809-9819

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(令和18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに公益通報の内容を東淀川区役所総務課(連絡先06-4809-9625)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を東淀川区役所総務課(連絡先06-4809-9625)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が公正職務条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。(指定管理者の指定を取り消すことができる。)

障がいのある人への合理的配慮の提供にかかる特記仕様書

(障がいのある人への合理的配慮の提供)

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(令和25年法律第65号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

(別紙1)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市東淀川区長

様

(住 所)
(社 名)
(代表者氏名)

印

次の業務は 年 月 日に完了いたしましたので届出します。

記

- 1 件 名 令和5年度 淡路駅周辺自転車対策業務委託
- 2 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 契約年月日 年 月 日
- 4 契約期限 年 月 日